

入居申込に関する注意事項

1. 申込期間について

・申込有効期間は要介護認定の有効期間とします。有効期間末日後3ヶ月を経過しても更新の申込がない場合は、入居申込を取り下げたものとみなし、その後に更新の申込があった場合は、新規の申込としてお取扱いいたします。

2. 提出資料について

・介護保険被保険者証、健康保険証の写しを必ず1部（コピー）提出して下さい。また、更新された場合は、更新後の写しを再提出して下さい。

・居宅サービスをご利用の方は、直近2ヶ月分の居宅サービス計画書、サービス提供表の写しを提出して下さい。

・障がい者手帳、介護保険負担限度額認定証の写しを提出して下さい。（所持されている方のみ）

・診療情報提供書は、当施設から連絡があった際に現在の主治医にご依頼下さい。

3. 入居の順番について

・入居の順番は、お申込順ではありませんのでご了承下さい。「秋田県特別養護老人ホーム入所ガイドライン」に基づき、申込者の要介護度、介護サービスの利用状況等を考慮して、施設介護サービスを受ける必要性の高い方から入居となります。

4. 入居申込書の記入について

・入居の必要性を確認する上で、重要な書類となりますので、記入漏れがないようお願いいたします。また、特記事項がある場合は、調査票の裏面に記載して下さい。

・申込中に大きな体調の変化があった場合は、お手数ですが再度、入居申込書を提出して下さい。また、他施設への入居決定や入院先の変更、入居の必要がなくなった場合、介護者の変更や家族、住居状況の変化等、入居申込書の内容が変わった場合には、必ず当施設までご連絡下さい。

5. 利用料について

・利用料金は、別紙「料金表」をご確認下さい。その他に医療費、薬代、理美容代、個人の買い物等は自己負担となります。また、家電製品を持ち込んだ場合は、電気代を徴収させていただきます。

・料金改定があれば、随時「料金表」を改定させていただきます。

6. 質問及び相談窓口について

・申込の質問や相談がある場合は、生活相談員までお問合せ下さい。来所される場合は、お手数ですが、予めご連絡をお願いいたします。

〒010-1623 秋田市新屋町字関町後 187 番 4

特別養護老人ホーム共生の里

担当：生活相談員 前田大輔

TEL：018-828-1125

FAX：018-828-1126